

貨物営業キロ程(実キロの5倍)により、鉄道とのキロ程はすべて通算する。

イ 車 扱

北海道における車扱貨物運賃は、他の地域にくらべ1割増であるので、営業キロ程で調節することにし、運賃計算キロ程は、北海道内の自動車線は貨物営業キロ程の2.4倍(実キロの12倍)、その他の自動車線は2倍(実キロの10倍)とし、鉄道と直通の場合のキロ程はそれぞれ各別に計算する。

(4) 運賃計算重量

ア 宅扱および小口扱

鉄道と同様である。

イ 車 扱

運賃計算重量は、接続駅以遠すなわち鉄道で運送する貨車に積載できることを前提として、貨物の重量が10tまたは容積が22m³以下のものは10tとし、その他のものは15tとする。ただし長さ5.5mをこえるものは15t、8mをこえるものは貨物の重量により、その最低は20tとする。しかし国鉄においてとくに承認したものは(1)死体、遺骨および容器を用いない家畜(2)減トン取扱をするもの(3)別に公示するもの等を除いては使用貨車の標記トン数による。

(5) 賃 率

宅扱および小口扱とも鉄道と同一賃率であるが、車扱については、自動車区間は12級賃率を適用している。

(6) 運賃の割増

かつ大品に対しては鉄道と同様貨物運送規則の定めるところにより運賃の割増(3割ないし5割増)をする。

(7) 運賃の割引

鉄道と同様貨物割引賃率表に掲げられているものについて運賃の割引(2割減ないし無賃)をするほか、車扱貨物に対しては自動車線は無等級であるので、低級品でかつ軽量品に対しては運賃負担の軽減を図るため、まき、しば、そだ、木炭、野菜(生かんしょ、生ばれいしょを除く)については、12級賃率の2割引をしている。

(8) は数処理

1口ごとに計算した金額に対し、10円未満のは数は10円単位に切り上げる。

(9) 最低運賃

鉄道と同様である。

3 貨物自動車の諸料金

諸料金は自動車貨物運送規則および貨物運送規則の別表貨物料金表に掲げてあり、その料率は鉄道と同様のものを採用しており、鉄道と異なる料金のおもなものはつぎのとおりである。

(1) 自動車留置料

車扱貨物の積卸時間は、積込または取卸しの通知を出したときまたは通知にかわる掲示をしたときから起算して、1時間であって、この時間内に積卸しを終らないときに収受するのが自動車留置料であり、1車30分までごとに160円である。

(2) 自動車回送料

自動車の回送を開始したのち託送取消の請求に応じた場合に収受するもので、1車1kmにつき70円である。

(3) 空車回送料

線内相互で、かつ車扱重量制の場合空車で回送する距離が、貨物を積載して運送する距離をこえるときは、その超過キロ程に対し収受するもので、1車1kmにつき30円である。

(4) 積 卸 料

車扱貨物の取卸時間は1時間であるが、この時間内に取卸し

に着手しないときは、国鉄において取卸しをすることがある。この場合に収受するのが積卸料であって、運賃計算重量1tまでごとに40円である。

(5) 接 続 料

発着駅における車扱貨物の積卸作業は荷主の負担であるが、鉄道連絡運送の場合で、鉄道と自動車線との接続駅における積換作業に対しては、国鉄が荷主にかわって行うことにしている。この場合収受するのが接続料であって、運賃計算重量1tまでごとに100円である。

この積換作業は国鉄が行うが、実際には通運業者に委託している。

(6) 自動車積込料、自動車取卸料

車扱貨物の積卸作業は荷主の負担であるが、貨主の請求により国鉄において作業ができる場合にかぎり、国鉄において積卸作業を行うが、この場合に収受するのが自動車積込料、自動車取卸料であって、その料金はつぎのとおりである。

自動車積込料

重量制	運賃計算重量1tまでごとに	15円
専属制	標記トン数1tまでごとに	35円

自動車取卸料

重量制	運賃計算重量1tまでごとに	10円
専属制	標記トン数1tまでごとに	25円

(7) 自動車集貨料、自動車配達料

自動車線に発または着する車扱貨物は、荷物配達区域表に掲載されている区域内であって、かつ自動車の運行可能な箇所においては、荷主の要求により集貨または配達をすることになっている。この場合には自動車集貨料、自動車配達料を収受し、いずれも運賃計算重量1tまでごとに50円である。(西山清氏) **じどうしゃかもつうんちんりょうきん 自動車貨物運賃料金**

1 貨物自動車運送事業運賃の定額現払制

貨物自動車運賃は物価を構成する重要な要素であり、またこの運賃をどう決めるかは、貨物自動車運送事業の経営にも国民生活にも大きな影響があるので、道路運送法(昭和26年法律第183号)によって、貨物自動車運送事業者が運賃料金を設定しまたは変更をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならないこととして、事業の健全な経営と一般利用者の保護を図っている。

もともと貨物自動車の運賃率は、その最高賃率のみを認可し、個々の運送が行われるたびごとに認可額の範囲内で、その運送に対する運賃額を、事業者と荷主と合意の上で決めていたものであるが、事業の公共性にかんがみ、運賃料金を荷主によって差別的に取扱うことを禁止し、あわせて事業の健全な発達を図る目的のため、昭和26年に改正された道路運送法によって、自動車運賃は確定額をもって定め、運賃の割戻を禁止し、かつ貨物自動車運送事業者は、運送貨物を荷受人に引渡すまでに、運賃料金を収受しなければならないことになった。これを「自動車運賃の定額現払制」と称している。しかし貨物自動車事業のみは、複雑な経済の実態に即応させ、商取引を円滑にするための措置として、最高額および最低額をもって確定運賃に代え、また特別な場合は運賃料金収受の猶予などの例外が認められている。

2 運賃料金を認可する行政庁

貨物自動車の運賃料金を認可する行政庁は、社会的経済的事由によってしばしば変更された。

自動車運送事業が法律によって規制される以前は、保安取締